

【PPP2009 : No. 21】

21世紀PPP政策の重要性

鳩山総理施政方針演説「新しい公共」の考え方

鳩山総理は1月29日施政方針演説の中で「新しい公共」を目指す姿勢を明らかにした。

NPO、ボランティア等パートナーシップによる開かれた公共空間で支えられる地域社会を形成する意味で「新しい公共」の言葉を展開している。

前回の本ニュースで指摘したように21世紀の地域に不可欠な持続的発展の問題は、経済社会の様々な要素の相互関連性の高まりと密接な関係を持つ。経済、財政、社会、環境等あらゆる問題が相互関連性を強め、ひとつの視点からだけで整理し解決することが極めて困難となっている。そのことは、政策による問題解決に対して、より広い視野・長期的視野・不確実性の意識・多数の利害関係を把握することのできる能力と体系化する視点が必要となっており、行政を中心とする縦割り等の「閉ざされた公共性」ではなく、地域に「開かれた公共性」によって支えられる「公共空間」の形成を不可欠としている。

新しい公共性を実現するための第1は、ガバメント・ガバナンス機能の充実である。グローバル化、少子高齢化が進展する中で、行財政の資源は限られたものとなる。その中で地域社会を持続的に充実させるには、行政だけでなく企業、住民、NPOなど様々な主体が公共性を担う仕組みの構築が不可欠である。その取り組みは、新自由主義、NPM理論の実践の中で広がってきた。そうした民で担われる公共性を市場だけでなく、市民、議会等、下からの民主主義の視点で評価し修正できるガバナンス機能の強化が重要となる。民営化は、従来の公共サービスを私的サービスに移行するものであり、私的サービスに移行すれば市場機能の中で評価されることを基本とする。しかし、民間化やパートナーシップは、公共サービスを民間が担う仕組みであり、担う主体は変わっても公共サービスの位置づけには変化はない。したがって、市場機能だけでなく民主主義によるガバナンスが不可欠となる。

第2は、ナショナル・ミニマム重視からシビル・ミニマム重視、すなわち、全国どこでも「中央政府の視点」から必要と判断する最低限の水準を達成することではなく、全国どこでも「地域の視点」から必要と判断する最低限の水準を達成することを目指す政策展開である。シビル・ミニマムの水準と内容を自らの判断し決定し実現する体力の実現である。

第3は、単なる制約からの自由では、ある消極的自由を追求するのではなく、地方が自らシビル・ミニマムを達成し、創造的政策を追求できる積極的自由を確保することである。「ヨーロッパ自治憲章」(1988年9月発効)が提示する「地方自治体の権限は侵害され制限されてはならず」(第4条)、「国の経済政策の範囲内において、その権限で自由に処分しうる十分な固有の財源に対する権利を有する」(第9条)にみられるように、消極的自由だけでなく積極的自由を追求する環境の整備も保障することである。但し、ここで注意すべきは権利の意味である。中央集権型統治における、国にお願い国に保障を求める権利、与えられる権利ではない。自らの地域としての理想を追求することを妨げられず、自ら守りつくり上げる権利である。その意味では、権利の中に義務を果たすことも含まれる。

第4は、公平な分権社会の構築である。すべてを画一的に均等化する形式的平等とは異なり、公平とは各地域の違い個性による差異を認め合うことである。その差異が結びつくことによって、新たな発展の力、リスク対応力を国全体として充実させることになる。